

# 子ども・子育て支援金制度の

## Q&A

**Q** 他の事業にも流用するのでは？

**A** 中面で紹介した6つの項目以外には使うことができない仕組みになっています。また、子ども・子育て支援金を財源に実施する施策は、国の特別会計において収入と支出を見える化し、施策の効果検証もしっかり行われることになっています。

他の事業には  
流用できない仕組みに  
なっています



全世代で広く  
分かち合うという  
仕組みになっています

**Q** なぜ医療保険料とあわせて納めるの？

**A** 医療保険制度は、他の社会保険制度と比較して賦課対象者が広いこと、現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めることなどから、支援金を医療保険料とあわせて拠出することになりました。

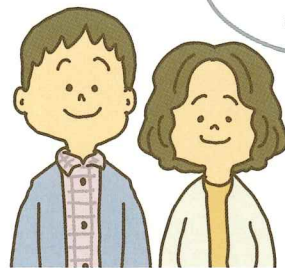
**Q** なぜ全員で支払うの？

**A** 少子化対策や子育て支援策は、子どもたちが生まれ、健やかに成長していくためのものです。そして、その子どもたちは将来この社会を支え、社会保障の担い手ともなります。その恩恵は社会全体にいきわたります。独身の方や、既に子育てを終えられた方も含めた全世代が恩恵を受けることになります。

メリットを受けるのは  
子育て世帯だけでなく、  
全世代です



加入する  
医療保険によって  
異なるのね



**Q** 支援金の個人負担額は今後どうなっていくの？

**A** 加入する医療保険を通じて支援金を拠出するため、負担いただく金額は人によって異なりますが、令和10年度の負担額は、現在お支払いいただいている医療保険料の5%程度の額になると試算されています。

詳しくはこども家庭庁「こども未来戦略」加速化プランをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ



# 国民健康保険組合にご加入のみなさまへ

令和8年4月から  
始まります！

## 子ども・子育て支援金制度

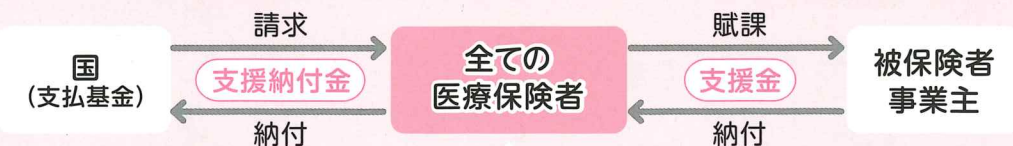
子ども・子育て支援金制度は、子育てを社会全体で支えるための制度です。全ての世代や企業の皆さまから子ども・子育て支援金をいただき、それを財源に子育て世帯への支援を行って、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていく制度になります。

ご理解ご協力をお願いいたします。



令和8年4月より、従来の保険料とあわせて子ども・子育て支援金のご負担をお願いいたします。皆さまからお預かりした支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。

### 「子ども・子育て支援金」の仕組み



医療保険者は「子ども・子育て支援金」の代行徴収的な位置づけになります

●子ども・子育て支援金は、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、従来納めていただいている保険料とは区分された仕組みです。医療分や後期高齢者支援金などに流用することはありません。医療保険者は、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。なお、後期高齢者組合員の方については、後期高齢者医療広域連合が徴収します。

●支援金の賦課上限や低所得者への軽減措置があります\*。

●子どもがいる世帯への負担が増えないように、18歳未満の子どもへの軽減措置があります\*。

\*加入する国保組合によって異なります。

# 切れ目のない支援を実現するために



子ども・子育て支援金は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援するために創設されました。少子化傾向の改善だけでなく、日本経済や社会システムの維持、労働力確保、国民皆保険の維持にもつながる、全世代に関わる大切な仕組みです。

## いつから始まるの？

令和8年度から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。

※今後の料率は、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

## 誰が負担するの？

サラリーマン、自営業者、独身者、高齢者など、全世代・全経済主体で負担することになっています。

## 負担の程度は？

加入する医療保険などに応じて異なります。なお、支援金は、令和8年度から10年度にかけて段階的に引き上げられます。

## このような支援が行われます

### 児童手当の拡充

※令和6年10月から拡充

所得の制限が撤廃された他、支給期間の延長や第3子以降の金額が大幅に増額となります。また、支給頻度が、4カ月に1回から、2カ月に1回になります。

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
高校生 <b>New</b>	1万円

第3子以降 **1.5万円** → **3万円** **Up!**

所得制限なし

### 妊婦のための支援給付

※令和7年度から制度化

安心して妊娠・出産、子育てできるための支援として、「伴走型相談支援」の面談とあわせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円が支給されます。



### 育児時短就業給付

※令和7年度から実施

雇用保険加入者を対象に、子どもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%が支給されます。

### 育児期間中の国民年金保険料免除

※令和8年10月から実施

子どもが1歳になるまでの期間、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者の国民年金保険料が免除となります。

### 出生後休業支援給付

※令和7年度から実施

雇用保険加入者を対象に、子どもの出生直後の一定期間内に、両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、育児休業給付と合わせて手取りの10割相当が支給されます。

育児休業給付

従来 支給額 = 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数 × 67% + 令和7年度～出生後一定期間内に両親とも14日以上育児休業を取得した場合、最大28日間 13%

※休業開始から通算180日

出生後休業支援給付の上乗せと社会保険料の免除等で、**実質手取り10割相当に!**

### こども誰でも通園制度

※令和8年度より全国実施

保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満の子どもが、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度です。親が働いていなくても利用することができます(子ども1人あたり月10時間)。



## 子ども・子育て支援金制度の実施に向けたスケジュール

